令和2年12月9日

1. 出席議員

1番	中	島	信	二	13番	大	坪	久	美子
2番	高	Щ	正	信	14番	寺	尾	高	良
3番	青	木		勉	15番	栗	原	吉	平
4番	Ш	口	堅	志	16番	三	角	真	弓
5番	橋	本	正	敏	17番	森		茂	生
6番	田	中	栄	_	18番	栗	Щ	徹	雄
7番	堤		康	幸	19番	井	上	賢	治
8番	高	橋	信	広	20番	Ш	口	誠	$\vec{=}$
10番	牛	島	孝	之	21番	松	﨑	辰	義
11番	萩	尾		洋	22番	角	田	恵	_
12番	服	部	良	_					

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長補佐
 槽
 公
 彦

 事務局参事補佐兼次長
 服
 部
 敬

 書
 記
 中
 園
 弘

4. 地方自治法第121条により出席した者

三田村 市 長 統 之 長 明 副 市 松 﨑 賢 副 市 長 鎌 久 義 田 教 育 長 橋 本 吉 史 総 務 部 長 原 亮 稔 郎 企 画 部 長 石 井 市 民 部 長 牛 島 憲治 健康福祉部長 尾 _ 秋 松 建設経済部長 Ш П 英 教 育 部 長 原 信 也 勲 務 長 Щ 総 課 秋 人 事 課長 牛 島 新 五. 財 政 課長 和 己 田 中 防災安全課長 古 家 浩 企画政策課長 馬 場 浩 義 平 定住対策課長 武 文 Ш 観光振興課長 荒 美 真 商工振興課長 Ш П 幸 彦 企業誘致課長 仁賀木 大 助 環境課長 石 橋 信 輝 福祉課長 栗 哲 也 Щ 子育て支援課長 平 島 英 敏 健康推進課長 智 子 坂 田 妙子 介護長寿課長 橋 本 建設課長 轟 作 研 農業振興課長 松 藤 洋 治 林業振興課長 若 杉 信 嘉 上下水道局長 之 原 寿 学校教育課長 郷 純 一 田 社会教育課長 啓 溝 上 之 文化振興課長 久 間 政 幸

黒木支所長 松 本 伸 一上陽支所長 大 坪 公 治矢部支所長 木 田 博 徳

議事日程第4号

令和2年12月9日(水) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 橋本正敏議員
- 2 高 山 正 信 議員

第2 議案審議

- •質 疑(委員会付託)
- 討 論
- 採 決

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

- 報告第11号 専決処分について(事故による損害賠償)
- 報告第12号 専決処分について(事故による損害賠償)
- 報告第13号 専決処分について(事故による損害賠償)
- 議案第94号 専決処分について (令和2年度八女市一般会計補正予算(第6号))
- 議案第95号 八女市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法 律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 議案第96号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
- 議案第97号 八女市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 議案第98号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第99号 八女市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 市道路線の変更について
- 議案第101号 市道路線の廃止について
- 議案第102号 指定管理者の指定について (八女伝統工芸館、八女手すき和紙資料館、八 女観光物産館、八女民俗資料館)

議案第103号 指定管理者の指定について(八女市地域福祉センター)

議案第104号 指定管理者の指定について(八女市下横山コミュニティセンター)

議案第105号 指定管理者の指定について(八女市横町町家交流館)

議案第106号 指定管理者の指定について(八女市奥八女焚火の森キャンプフィールド)

議案第107号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更並 びに八女中部衛生施設事務組合規約の一部を改正する規約の変更について

議案第108号 令和2年度八女市一般会計補正予算(第7号)

議案第109号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)

議案第110号 令和2年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第111号 令和2年度八女市矢部診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第114号 令和2年度八女市一般会計補正予算(第8号)

議案第115号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)

議案第116号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第3号)

議案第117号 令和2年度八女市矢部診療所特別会計補正予算(第2号)

議案第118号 令和2年度八女市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第119号 令和2年度八女市下水道事業会計補正予算(第1号)

午前10時 開議

〇議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。橋本正敏議員、高山正信議員要求の資料及び議案質疑表、委員会・ 分科会日程表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信して おりますので、御了承願います。

日程に先立ち、介護長寿課長より発言の申出があっておりますので、これを許します。

〇介護長寿課長(橋本妙子君)

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして大変申し訳ございませんが、昨日の 松﨑辰義議員の一般質問に対する私の発言に説明が不十分な点がございましたので、補足を させていただきます。

障害者控除対象者認定を5年間遡って申請する手続に関しまして、改正要綱によって簡素

化された申請書は令和2年12月31日を基準日とする申請から適用され、それ以前については 従前の申請書によるものとされています。

以上、補足をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

〇議長(角田恵一君)

日程第1.一般質問を行います。

順次質問を許します。5番橋本正敏議員の質問を許します。

〇5番(橋本正敏君)

皆さんおはようございます。5番橋本正敏です。

一般質問も今年最終日となりました。最後まで一生懸命やりますので、お付き合いのほど よろしくお願いいたします。

まず、三田村市長の4期目の再選、本当におめでとうございます。今後とも、体調に十分 留意され、安心・安全な生活を守る、この八女市のために御尽力されますことを御祈念申し 上げます。

本日は鳥獣被害対策について質問いたします。

農水省は11月27日、本年、2020年の農林業センサスの調査結果を発表しました。主な仕事が農業という基幹的農業従事者数が全国で136万1,000人、九州7県では22万3,860人、これは5年前の調査から全国では22.5%、九州においては23.1%が減少したという数字であります。特に中山間地での農業従事者の減少は危機的状況にありますし、この要因の一つに挙げてありますのが鳥獣被害であります。

近年の鳥獣被害、特にイノシシによる農作物の被害は、この農業従事者の減少、また、それによる耕作放棄地の増加が大きく関わっているものと考えられます。しかしながら、今後もこの農業従事者の減少は止まるどころか加速度的に進むものであり、被害のさらなる拡大が懸念されております。特に本年はミカン農家の方々から、ここ数年になく被害がとても甚大であるという報告を聞いております。今後のイノシシによる被害対策について、さらなる対策があるのか、御質問します。

詳細は質問席にて行います。建設的な御答弁をよろしくお願いいたします。

〇市長(三田村統之君)

おはようございます。温かいお言葉、誠にありがとうございます。 4年間しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策についてでございます。

イノシシによる被害の把握と捕獲頭数についてでございます。

八女市での令和元年度のイノシシによる農林作物の被害額は58,000千円であり、捕獲頭数につきましては約2,600頭となっております。

次に、防護柵等の設置状況とその効果はどれほどかというお尋ねでございます。

イノシシ侵入防止柵の設置状況につきましては、国の交付金を活用して平成23年度から設置を進めており、昨年度までに八女市全域で1,712キロメートルのワイヤーメッシュ柵の設置を行っています。

効果としましては、農林作物の直接的な被害防止を目的とした侵入防止柵であるため、被害額は減少傾向にあります。

次に、防護柵、捕獲おり等の設置に対する支援は十分かという御質問でございます。

イノシシ侵入防止柵につきましては、国の交付金による補助制度の活用とともに、市単独 事業により、ワイヤーメッシュ柵と電気柵の設置を進めています。また、イノシシ用箱わな につきましては、国庫補助事業と市単独事業により、平成21年度以降、840基を整備してお り、わな猟の免許取得者に対し貸付けを行っているところです。

このほかに有害鳥獣の対策につきましては、国庫補助事業及び市単独事業において、捕獲に対する補助支援等も実施しており、侵入防止対策や捕獲対策などの被害防止施策を総合的に取り組んでいるところであり、今後の状況に応じて対策を強化してまいります。

捕獲した鳥獣の処分はどうなっているのかという御質問でございます。

捕獲員により捕獲された鳥獣は、一部がジビエ食肉としての処理、加工と自家消費並びに 埋設による処分が行われているところです。

次に、今後のさらなる対策はあるかということでございます。

被害防止対策には、個体数を直接的に減らすことが重要だと考えており、令和元年度より 箱わなによる捕獲とともに、くくりわなによる捕獲も一定期間許可を行い、イノシシ、鹿の 捕獲強化を実施しています。

今後も侵入防止柵の設置をさらに進めていくとともに、全国の様々な取組事例等も参考に しながら、被害防止対策の取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

〇5番(橋本正敏君)

資料を頂いております。八女市の過去5年間の被害状況と捕獲頭数を頂いております。

平成27年度、被害面積は約42へクタール、令和元年度は35.6へクタール、被害金額は平成27年度が75,000千円、令和元年度が58,000千円程度です。一見これは減っているように思われます。福岡県全体におきましても同様の数値が出てきており、一見これはイノシシ対策が功を奏しているように見えます。ところが、次に捕獲頭数を見てみます。平成27年度2,800頭、令和元年度が2,600頭、この間に平成28年度では3,000頭に増えたり、また、平成30年度

には2,200頭であったり、これはばらつきがございますけれども、大方横ばいとなっております。捕獲については、このように出ておりますけれども、この辺はどのような分析をされておるのか、御質問します。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

捕獲に関する分析ということでございますけれども、イノシシの捕獲につきましては、捕獲員、猟友会員の方々からいろいろ伺っておるところでございますが、やはりその年々で取れ高といいますか、捕獲される頭数というのは変わってくると。猟友会員の捕獲員の方の人数も若干上下はありますけれども、捕獲員もちょっと高齢化によって減少する部分、または新規で取られた方がまた加入されたりということで、捕獲員の人数的にも横ばいか若干減少傾向にはあります。そういったことも総体的に踏まえまして、やはりこれの捕獲頭数が一概に横ばい、時には3,000頭まで上がったりとか、それはなかなかその年々でやはり状況が違うということで伺っておりますので、一概に捕獲が多いからイノシシが減少しているのかとか、そういったことはちょっと分析的にはかなり厳しい部分があると考えているところでございます。

〇5番(橋本正敏君)

そうだと思います。捕獲が多かったからイノシシがこれで減ったとか、少なかったからまた増えているとか、逆に多いからやっぱり増えているとか、そういうことが一概には言えないと思いますが、農業をされている方に聞きますと、個々人の被害は年々増えていると。ここにあります被害金額は全体的には減っているんですけれども、個々人の被害は年々増加傾向にあると。しかも、当初このワイヤーメッシュが国の政策で増えていく、徐々に増えていく段階においては、ワイヤーメッシュをしたところには完全に入らない。ところが、ワイヤーメッシュをしていないところにはどんどん入ってきた。それはよく分かりますが、今、一通りワイヤーメッシュを皆さん張って終了した段階になると、今度イノシシはどこに入るかというと、張ってしまったどこかを壊して入るという段階に今来ている状態です。

そこで、先ほども言いましたけれども、この基幹農業従事者が減っている。農業従事者が減っている。この5年間で約2割以上減っているわけです。ちょっとこの被害金額を見てみると、ちょうど2割ぐらい減っているわけですね。もちろんこれが直接そういうわけではないですけれども、全体的に減ったからといって、個々人の被害は減るわけではないということで、この被害は逆に増えているんじゃないかというのが私たちの実感です。ですから、今後、このイノシシ被害をいかになって食い止めるかということが、これからの農業の減少の歯止めになるんじゃないかと私は思っております。

次に、防護柵の設置状況とその効果ということで、1,700キロメートル以上ですかね、ワイヤーメッシュが実際張られているんですけれども、今言いましたように、その効果は当初

はあったけど、もうその効果が薄れてきていると。特に、当初張り始めたときは個人ではなく、数名の園地で張ってくださいと。例えば、多ければ多いほどいい。集落で、例えば、10人規模とか、多いところで張ってくださいというのが国の政策でしたので、皆さんそのようにやりました。ところが、例えば、10名張った柵の中で、ここ数年で辞められた方がございます。そうすると、その方の園地に張ってある柵からイノシシが入ってきていると。しかも、管理が耕作放棄地になっておりますので、草ぼうぼうで雑木が生えてきていると、見回りにも行けない状態になったと、どこから入ってきているのかが分からないという現状になってきております。これが今の現状で、じゃ、それからどう対応するかというと、耕作をしている方だけもう一回大きな枠を外して、個々人の間を張るような方法を今少しずつ皆さんが個人でやられている状況です。ですから、イノシシのこの防護柵が、ワイヤーメッシュが、効果があったといえばあるんですけれども、その効果は徐々に薄れてきているというのが現状です。

それから、今言いました区切りを小さくしているというほかにまた電気柵をプラスしてつけ始めたという方がございます。結局、二重、三重。それから、その防護柵のほかにも、例えば、人の髪の毛を袋に入れたのをぶら下げるとか、例えば、これは民間のやつですけれども、オオカミとか猛獣のふんをまくとか、それから、光や音を発する機器を園地の数か所に取り付けて、夜、センサーでイノシシが来たときにピカッと光ったり音を出したりするという機械を取り付けたりだとか、このような様々な2次的ですね、二重、三重の対策を今皆さんが取られ始めたという段階です。ワイヤーメッシュが効かないということはございませんが、イノシシも必死で生きていきますので、全部柵があれば、どこか弱いところを壊して入ると。そこをもちろん、皆さん直してあるんですけれども、次から次にやられたらなかなか手の打ちようがないというところでございます。

これを今後どんなふうに農家の方たちに指針というか、どんなふうにしてくださいというのが今考えてあられるのか、御質問します。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

今、議員言われましたように、今年度は特に被害報告のほうも駆除依頼を含めまして、増加をしているところでございます。そういった中で、やはり農地の保全が一番大事になってきます。ただ、やはり農業者におかれましても、年々高齢化してきている現状の中で、イノシシ等の、特にイノシシにつきまして侵入を防止するためには、まずはやはり維持管理というのは、これが最低限必要になってきます。例えば、周りが荒れていますと、そこにすみつくというか、出てきますので、なおさらワイヤーメッシュを張っていても入りやすくなってくる状況にありますので、そういった周りの保全作業、それから、併せまして、ワイヤーメッシュの下をイノシシが穴を掘ってくぐって侵入してくるという状況もかなり見受けられ

ます。そういった部分では、なかなか高齢化しているところで御苦労は多いかとは思うんですけれども、やはり小まめに補修ないしそういったものをしていただく。併せまして、畑なんかに特に野菜を取った後の残渣、そういうのがあると、またこれを目がけてイノシシが入ってくるようになります。極力そこらあたりも御努力をいただいて、そういった部分で保全をやっていただくというのが出てきます。地域の中には、共同で数名の方がいらっしゃいますので、極力1人でいろいろやっていくと大変ですので、協力をしていただいて、そういった農地の保全、ワイヤーメッシュの維持管理等をやっていただくしかないのかなと思っております。

その他、様々な機器がございます。先ほど言われた防獣ライトとか、センサーでの音が鳴るもの。やはりこれもイノシシが慣れてくると、効果が薄れてきます。ですから、例えば、市の単独を使っていただいて、国庫補助で張られたところにまたワイヤーメッシュといいますか、電気柵を張っていただくとか、現状としてはそういう対策を進めていっているという現状でございます。

〇5番(橋本正敏君)

今、課長お答えになりました。では、市の単独補助ですね、これは具体的にどんなふうな 補助の内容になっておりますでしょうか。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

侵入防止関連の補助につきましては、電気柵、併せましてワイヤーメッシュにつきまして、30%の補助率で支援をしているところでございます。これにつきましては、国の補助事業と違うところは、もちろん補助率もありますけれども、1人の方でも1戸の農家さんでも支援をしていると。

ただ、補助対象事業費を100千円ということで設定をさせていただいているところでございます。

〇5番(橋本正敏君)

この単独補助ですけれども、これは当初、例えば、最初に張るワイヤーメッシュとか電気 柵だったら、皆さん意欲的に張られたと思いますが、もうワイヤーメッシュを張った上にま た電気柵を張らにゃいかんとか、そういう機械器具を導入せにゃいかんというか、二重、三重の出費になっておる。また、手間もかかるということです。皆さんもう、そげんせやんなら辞むうかとか、年配の方がそのぎりぎりのところを今耕作してあるわけです。実際にこの5年間で2割の方が辞められたということは、やはりその点があると思うんです。私の地元でも、80歳でも現役で働いておられると。あと何年できるやろうかと言われるけれども、さらにここで、いや、1回張った上に内側にまた張ったりとか機器を取り付けにゃいかんというなら、もう辞めようかという方が多分におられます。ですから、この補助率、また、補助

の上限、この辺の見直しが今必要じゃないかと思いますけれども、これは市長にお伺いした いと思いますが、市長お考えいかがでしょうか。

〇市長 (三田村統之君)

お答えをいたします。

大変難しい問題であることは私ども承知をいたしておりますし、また、生産者の皆さん方 が鳥獣害被害で大変御苦労いただいているということもよく承知をしているところでござい ます。

ワイヤーメッシュ、それから電気柵、そしてまた、昨年からはくくりわなも一定期間許可をいたしておりまして、効果がどれだけ出ているかというのはまだ十分私も把握いたしておりませんけれども、これからも生産農家の皆さん方の鳥獣被害に対する支援策、営農作業をやっていこうという意欲を保持していただくためには、どういう対策をしなければならないのか、このことについてはよく猟友会の皆さん方の御意見も聞かせていただきながら、検討していかなければならない課題だと思っておりますので、時間をいただきたいと思っております。

〇5番(橋本正敏君)

今、猟友会ということが出ましたので、次の捕獲に対してちょっと御質問したいと思います。

先ほどの防護柵等に対する補助事業はぜひやっていただきたいと思います。どうぞ御検討 のほどよろしくお願いいたします。

捕獲に対してですけれども、今、猟友会ということが出ましたけれども、以前、建設経済委員会、平成29年に林業振興課長も同行されて、長野県の塩尻市というところに研修をしてまいりました。ここでは猟友会等の捕獲部隊がおられまして、おりにイノシシが近づいたり、または実際に取れた場合にはその映像や、取れたという通知を関係者の元に届けるというIoTの機器の導入がありました。私たちも猟友会の方が、今物すごく、先ほど言われましたけど、高齢化で少なくなっているということで、見回りが大変だということで、こういう機器を取り付けてもらえると、見回りの回数が減って負担が軽くなって、また、猟友会の方が何年も、じゃ、やろうかと、高齢化だけれども、もう一回やろうかという方が増えたという報告でございました。現在、こういう機器を八女市でも取り入れてあるのかどうか、御質問します。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

機器につきましては、私も先ほど議員言われましたように、長野県の塩尻町ですね、これはやはりICT技術、これは市独自で取り組んで、IT企業も市内にある関係ですごく先進的なICT事業を取り組んであったわけでございます。八女市としましては、現状として一

時的には試験的に箱わなが下りたときに捕獲員の方に通信を送るというシステムを、これは 七、八年前ですかね、1回試験的に導入をしてきたところでございます。ただ、やっぱり耐 用年数の関係で現在はその分については使用を、機械の耐用年数でちょっと導入をしており ませんが、現状としては猟友会の方の意見も聞きながら、捕獲対策の一環として、猟犬です ね、ドッグナビがあると猟がしやすいと、捕獲がしやすいということでしたので、現状とし てはドッグナビによりましての一種のICTですね、それを活用しての取組を検証を現在し ているところでございます。

〇5番(橋本正敏君)

この機器の導入は、今、スマート農業とか、いろんな言葉が出てきておりますけれども、次世代のこの農業の対策、被害の防除対策、これにはもう欠かせないものだと思います。今までどおりのやり方をやっていたんじゃ、イノシシも少しずつ勉強して、おりの入り口まで行くけれども、あとはバックして帰るとか、子どもを先におりの中に入れて、扉が閉まらんことを確かめて入るとかですね。確かめた上でまた半分しか入らずに後戻りしてくるとか、イノシシも巧妙、頭がよくなってきておりますので、次にはやはりこういう最先端の機器を用いたものでなければ、イノシシも捕まらんようになってきているんじゃないかと皆さんおっしゃいます。ですので、ぜひこういうものを積極的に導入されて、まずは試験的に1区画というか、一部分されて、試しにどういう効果があるのかをちゃんと検証されて広げていってもらえたらと思います。

例えば、今、ドローンもよく上がってきております。土砂災害とかにドローンを使うということがございましたけれども、このイノシシ被害にも多少効果があるのではないかという報告も出ておりますので、こういった機器を積極的に取り入れたらと思いますが、課長いかがでしょうか。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

私どももここ数年そういった機器について、様々ちょっと研究をしているところでございます。ただ、やはりこれは維持経費、もちろん初期導入に関しても、例えば、そういったおりに通信機器をつけて携帯に送るシステムも、途中途中にやはり中継局を造らないと、かなり範囲が二、三キロメートルしか飛ばないとか、そういう状態でございます。これが衛星を活用したものがあるのかなというところでは研究をしているところですが、まだそういった具体的なものがないと。ですから、通信局あたりをところどころに置いてと。そうなると、かなり通信局の設置、これは移動式になりますけれども、かなりの高額になってきまして、もちろん通信費の負担も結構多い状態でございます。もう少し価格が安いものになると、ただ、今度は無線回線になると、範囲が1キロメートルとか2キロメートルとか、その程度しか飛ばないという現状でございまして、そこらあたりも今後技術もそれぞれずっと技術が新

しくなっておりますので、今後もそこらあたりの研究をしながら、導入できればできますけど、なかなかちょっと現状としては費用対効果、結局、耐用年数も7年くらいしかもたないというところでございますので、やはりそういうところをもう少し研究しながら取組を強化していきたいと思っております。

〇5番(橋本正敏君)

費用対効果とおっしゃられましたが、やはりこの被害額を、先ほど資料を頂きました58,000 千円とか、70,000千円とか、そういう数字は一応出ておりますけれども、ここには本当に被 害があった方の、全部の被害は全く出てきていないと、これは氷山の一角であって、本当は 物すごい被害があるんだけれども、一々そういう数字は正確には出せないから、もう出さん とこうという農家の方がたくさんいらっしゃいます。ですから、実被害というのは、これの ひょっとしたら数倍にあるかもしれませんし、費用をもうちょっと考えていただいて、通信 局がないのであれば、基地局に近いエリアからまず進めてもらって、そこでモデル地区を 作っていただいて、具体的にこういうやり方、こういう設置のやり方をすれば、効果的にな るんだというモデル地区を最初に作っていただくということは私は可能であると思いますの で、どうかよろしくお願いします。

それから、衛星を使ったということはここ一、二年でそれは可能になってくると思いますので、全国的にこれは進めていかれると思いますので、そうなったときにはいち早く取り入れてもらって、この対策に少なからずお金を投資していただきたいと思います。これは先ほどおっしゃられました今すぐとはいかないかもしれませんけれども、どうぞなるべく早くこれを取り付けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、捕獲したイノシシの処分についてお伺いします。

現在では捕獲した本人が、例えば、穴を掘って埋めるとかいうのが処分の方法としては一番ということでございます。ところが、例えば、1人で年間数十頭も取っているような方が、自分が山に穴を掘って埋めるというのは、それは1年なら何とかなるかもしれんけど、それを毎年何十頭も埋めやんとなると、穴を掘る場所がないとか、大型機械じゃないと、穴を掘るのは大変重労働だという声が上がっております。この辺についてはいかが考えておられるのか、よろしくお願いします。

〇林業振興課長 (若杉信嘉君)

現状として、議員言われるように、イノシシの捕獲後の処理ですね、これは猟友会、捕獲 員の方々によります自家処理という形で、売り物ではないですけれども、肉を捕獲して、そ の余った残渣については焼却に出したりとか、先ほど、例えば、肉が取れない部分について は埋め戻しということで対処してございます。そういった中で、確かに穴を掘って埋めてい くというのは重労働という形であるかもしれませんが、そういった部分を踏まえたところで 捕獲員の方々も一生懸命捕獲をしてもらっているところでございます。ですから、こういった部分で、それぞれの自己所有土地に埋設、重労働でございますけれども、やっていただいているという現状でございます。

〇5番(橋本正敏君)

そこで、私は前も質問しましたけれども、八女西部のクリーンセンターですね、大きな焼 却場がございますけれども、そこに持っていって焼却してもらえないかということですが、 この辺はその後どうなったでしょうか。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

クリーンセンターのほうにも、確かに動物死骸の動物の焼却設備がございます。ただ、この分につきましては、例えば、道路で、生活のところで死んだ動物等、野生動物等を焼却しているという現状でございまして、野生動物ないし事故等で死んだ、そういう状況でございます。こういった有害鳥獣ということで駆除された分については、やはり処理能力の関連からもいきまして、毎年、例えば、2,000頭以上の八女市内で捕獲員の方が頑張って取っていただいておりますので、それが例えば、2,000頭まではいかなくても200頭ぐらい一挙に集中した場合とか、もちろん処理能力がありますので、非常に厳しいというところで現状はクリーンセンターでの取扱いは、そういった道路で死んだ動物に対して焼却をやっているというところでございます。

〇5番(橋本正敏君)

今後、やはり猟友会の方々も高齢化でまた少なくなってきているということでございますので、その労力を考えますと、こういった、ただ埋めてくださいというだけじゃなくて、それじゃ私のところで穴を作りますから、そこに持ってきてくださいとか、そういうところまでしないと猟友会の方たちも、もう取らんめえかという気持ちになられると困りますので、どうかクリーンセンターにもう一度、どういう方法があるのか探っていただいて、なるべく捕獲された方の負担にならないような方策を今後も考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ところで、イノシシを取られた後のこのイノシシの肉は全国的にちょっとブームになった 時期がございました。食肉加工の話がたしかこの八女の地でもあったと思いますが、その後、 全然聞かなくなりましたけれども、加工の話はどうなったのでしょうか、お聞きいたします。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

捕獲したジビエ肉といいますか、そういった部分については、以前はやはり市の単独でそういった食肉加工施設を造る上で、受入れ頭数の部分からとか、あと、消費の部分で非常に経営的に厳しくなっていくという状況の中で、単独で八女市自体でそういった加工施設を造るのはちょっと厳しいだろうという判断の下、もちろん県のほうに、例えば、複数の市、町

あたりでそういったことができる施設を造ってほしいとか、そういった県への要望等も行ってきたところでございます。

また、数年前には、一時期、商工会議所がジビエ料理等の分野を推奨しておりまして、そういった部分も踏まえて、業者等の誘致をちょっと試みたところでございますが、現状としてはやはり持込みの問題とか、その後の処理の問題とか、様々な分野で課題がございましたので、ちょっと業者誘致もかなり厳しいというところを踏まえて、また今後、県のほうにもまだまだそういった、処理の分野で単独市町村としては厳しいので、県のほうでそういうのを考えていってくださいという要望は今後続けて要望をしていきたいと考えておるところでございます。

〇5番(橋本正敏君)

現在、福岡ジビエを購入できる販売店ということでホームページに出ておりますが、道の駅たちばな、よらん野、八女観光物産館ときめき、うなぎの寝床、こういったところでは、皆さん御存じの八女カレーというカレーの中にこのイノシシの肉を使っているというところがございます。それから、株式会社八女ジビエというところで、黒木ですけれども、ここでは精肉、ハム、ソーセージを売ってあるということですが、実際このイノシシの肉の活用の量というものは全体の、大まかに大体2割程度だと聞いて私は驚いたので、あと8割は全部処分で穴に埋めてあるということでしたので、この量をもっと活用できないかという気はするわけです。精肉で売る場合には、この加工施設がなければ、個人では簡単には売れないと、法的にこれは違法になるので、加工施設を何とか造っていただかない限りは、このイノシシの肉は精肉では売れないということでございますので、これは今後も八女単独でできないのであれば、県と一緒になって、これを早いうちに造らないと、先ほど言いましたように、イノシシを持ってこられる方、取って持ってこられる方がどんどん減っていきますので、何とか早急にこれは造っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後さらなる対策はあるかということで、今いろいろ挙げてまいりましたけれども、この農業従事者の減少、先ほどありましたが、5年間で2割以上減っておりますけれども、これはまさに農業後継者の不足、それもであります。それは若い人たちが農業への魅力を感じていないという点にあります。私は農業こそは人が本来の自然と一体となって、皆さん、人間生活に必須の食料の生産を行うという基本的、重要、そして崇高な職業であり、これほどやりがいのある職業はないと思っております。しかしながら、やはりこの地球温暖化に伴う食物の生理障害、それから、今までにいなかった病害虫の発生、台風、長雨等の気象災害による農作物の被害、こういうことが農業所得の不安定につながり、これが敬遠されるという大きな要因と考えられます。

この中で、鳥獣被害はまさにこれらの自然災害に匹敵するような大きな被害でございます。

20年前には考えられないような、私ども実感として20年前にはこういうことは全くなかったんですけれども、ここ十数年の間に当たり前のようなものになっております。気象災害もそうですが、50年に一度という雨が毎年あるとか、そういうふうな気象災害がこの鳥獣被害に結びつき、この鳥獣被害も農家にとっては自然災害と一緒です。今後、このイノシシの鳥獣被害は一気に対策を講じなければ、加速度的に八女市における農業従事者が減少していくことは火を見るより明らかでございます。より一層の支援をする必要があります。今までの支援の方策では、実感として被害は拡大しているということは皆さん思っておられることでございますので、今後、これ以上の方策を取らないといけないと思っております。今後どのような方面でそれが策を取られるのか分かりませんが、実際どのような方面、例えば、取るほうで広げるのか、それとも、被害に遭っておられる人たちにさらに努力を求めるのか、そういうふうな観点はどのような観点で進めていかれるおつもりでしょうか。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

現状として様々な取組をやっていく中でも、イノシシに、ほかの有害鳥獣も同じでございますが、やはり捕獲によって個体数を少しでも減らしていくというのは最も重要であると感じておられます。もちろん、農地に侵入をする防止対策というのも重要になってきますが、やはり現状としては個体数を減らして、さらなる侵入防止も併せて取組を進めていくと。そういった中で、先ほどもちょっと言いましたけど、これまで例えば、センサーカメラや猟犬のドッグマーカーなども数台試験的に設置をして、現在、検証を行っているところでございます。先ほど市長答弁にも若干ありましたが、捕獲を強化していく上で箱わなの設置はもとより、令和元年度からくくりわなによる捕獲も一定期間の許可を行って、捕獲許可を現在は実施しているところでございます。

やはり今後におきましては、特に有害鳥獣対策は、どうしても捕獲の部分と、先ほど言いました侵入防止の部分で両方を同時に進めていく必要がございますので、やはり先ほど、もちろん農家の方の高齢化に伴うことや、御苦労等も非常に分かりますけれども、やはり地域ぐるみでの被害防止対策というものを重点的に進めていかないと、なかなかその地域地域の被害はイノシシ自体もやはり生きていくために必死でございますので、柵を倒して侵入してくる、下を潜って侵入してくるということで、そういった部分においては、何といいますか、維持管理を指導していくという形で、今後、やはり猟友会自体も高齢化しておりますので、捕獲に重点を置くならば、やはり猟友会の強化対策も踏まえた取組、併せて侵入防止対策も全国の様々な事例がたくさんあると思いますので、そういったものを私どもも研究して取組を実施していきたいと考えているところでございます。

〇5番(橋本正敏君)

農業をされている方に、さらにさらにまた負担をかけるような方法じゃなく、なるべく負

担をかけずにこちらから手を差し伸べるような政策をぜひしていただきたいと思います。

1つの考えとして、耕作放棄地をまず減らし、例えば、基盤整備を進めて耕作しやすいようにすれば、若者がそこに残ってくれますし、その基盤整備をするためには農地中間管理機構なども利用して、今後、今、言ってきたような直接的な補助事業でなくて、間接的にそういった若者を多くここに取り込むという方法もあると思います。イノシシ被害は直接的なことばかり考えずに、やはり若者を残して、先ほど言われた村とか集落全体で取り組むと言われますけれども、やはり若い人たちがいなければ、高齢化したこの農村でなかなかそれが進んでいかないというのが現状でございますので、市長も選挙公約の中にそういった農地中間管理機構の利用とかおっしゃっておられましたが、市長この辺いかがでございましょうか。

〇市長 (三田村統之君)

イノシシの加工施設については、これは九州では武雄市が一番最初に取り組んだんですね。 工場設置の投資を武雄市自身がやって職員を配置してやったんですけど、やっぱり採算が取れないで、これはもう取り止めになってしまったわけですけれども、私はやっぱり非常に複雑な問題がたくさん、これを解決するためにはあると思います。ただ、この鳥獣害被害で悩んでいる市町村というのは福岡県下でも相当ございますし、九州でも全国でも、東北地方は鹿の被害が多いわけでございますが。したがって、八女市単独ではなくて、やっぱり県がこの鳥獣害被害対策に取り組むことがまず最優先だろうと。今日まで私もこの鳥獣害被害対策については、県の中で努力もしてまいりましたけど、いまだ実現されていないということでございまして、でき得ればやはり何とか鳥獣害被害を受けている関係市町村で連携を取りながら、県に強く要望していくことが極めて重要であろうと思っております。

それから、捕獲者が非常に高齢化していると。この間、これは冗談半分だったんですけれども、JAの方に、JAで鳥獣の捕獲チームを各地域に作らんですかという話をしたことがございます。簡単にいく話じゃないと思うんですけれども、そういう方法もいろんな角度で検討して取り組んでいかなきゃいけない課題だろうと思います。おっしゃるように、被害は年々増加しているし、耕作放棄地も年々増加をいたしております。そういう中で、中山間地の農業を守るという大きな課題の中の一つが、やはりこの鳥獣害被害対策であるということは間違いないわけでございますので、今後、十分、全国あるいは福岡県の鳥獣害被害を受けている市町村あたりとの調査研究もしながら検討していきたいと思っております。

〇5番(橋本正敏君)

農業者に負担を押し付けるんじゃなくて、寄り添ってこちらから手を差し伸べるような対策をぜひ取っていただきたい。それから、そのためには補助率のアップとか上限を上乗せするとか、そういった方策を取っていただきたい。それから、取るために皆さんで共同でということであれば、やはり若者が必要でございます、若者を残すためにはやはり基盤整備を進

めたり、このためには農地中間管理機構を利用したりするなどの方策を取っていただきたいと、この辺を考慮していただいてよろしくお願いしたいと思います。

私の質問はここで終わります。

〇議長(角田恵一君)

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩 午前11時11分 再開

〇議長 (角田恵一君)

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

2番高山正信議員の質問を許します。

〇2番(高山正信君)

皆さんおはようございます。2番高山正信でございます。まず、三田村市長におかれましては、4期目の当選おめでとうございます。コロナ禍という非常に厳しい中ではありますが、4年間八女市のかじ取りのほうをしっかりとお願いいたします。

それでは、今年、一般質問のトリということで質問させていただきます。最後までよろしくお願いいたします。

通告書に従いまして、大きく3点質問いたします。まず、1点目が全国で新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている中での対策について、2点目が避難所について、3点目が人・農地プランについてでございます。

詳細につきましては、質問席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

〇市長(三田村統之君)

高山議員には励ましの言葉をいただいてありがとうございます。

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

全国で新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている中での対策についてでございます。 まず、今後のコロナウイルス感染症拡大に伴う、農業、商工業に対する対策をどのように 考えているのかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大については第3波の影響が懸念され、予断を許さない状況であります。そのような中、市では商工事業者及び農林漁業者を応援することを目的に、1事業者につき100千円のがんばるバイ八女応援金及びがんばるバイ八女農林漁業応援金を交付し、さらに事業者個別の課題に対して支援していくため、がんばるバイ八女事業所家賃支援金及びがんばるバイ八女交通事業者支援金を交付しております。

加えて、経済の循環を活性化させるためにプレミアム率20%がついた商品券発行の補助を

行い、さらに今定例会において本年度2回目の商品券発行に向けた補正予算を上程いたして おります。市としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつも、経済を循環 させていく必要があると考えております。

市としましては新型コロナウイルス感染症の影響を考えております。今後も国、県の動きを注視しつつ、八女市商工会議所、八女市商工会及び福岡八女農業協同組合や各種団体等と連携を図りながら、八女市の産業経済の低迷を招かないように対応してまいります。

次に、冬の到来を迎えて、インフルエンザか新型コロナウイルス感染症か分からないとき の医療機関の対応をどのように考えているのかという御質問でございます。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルスのどちらの感染を疑うべきか、不明な発熱患者等が増えることが想定されますので、発熱等の症状のある方が、かかりつけ医などの身近な医療機関で、診療、検査を受けられるよう医療機関を指定するなど、県や医師会で適切に対応していただいております。

市におきましても、新型コロナウイルス感染症に対する市民の皆様の不安を少しでも和ら げるため、今定例会においてPCR検査の助成事業の補正予算を上程いたしております。

次に、避難所についてでございます。

まず、再生エネルギーの導入状況について、停電時などの対策についてでございます。

現段階において太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーについては、市の指定臨時避難所に太陽光発電装置を一部導入しております。

また、避難所における停電時の電力確保につきましては、指定臨時避難所において、非常 用発電設備や持ち運びができる小型の発電機により対応しているところです。

さらに、停電時の優先復旧を含めた電力の早期復旧に関する協定を九州電力送配電株式会 社八女配電事業所と締結しており、緊急時には速やかに対応することとしております。

次に、人・農地プランについてでございます。

農業に特化した移住・定住についてでございます。

人・農地プランにつきましては、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するため、未 来の設計図として、各地区の現状を踏まえた話合いに基づき、将来における担い手への農地 の集約に関する方針作成など、実質化されたプランとなるよう取組を進めております。

今後、各地区における人・農地プランを基本に担い手の確保に向けた支援を引き続き進めてまいります。その中で、八女市外からの担い手確保を図る上で、移住・定住対策も重要であることから、関係課が相互に連携し、新規就農者を含む担い手の確保及び定住の推進を図っているところです。

最後に、人・農地プランの進捗状況についてございます。

人・農地プランの進捗状況につきましては、農地利用に関するアンケート情報を基に地図

化の最終調整、地区ごとの話合いに向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員への説明、 地区調整などを行っております。

今後、地区ごとの話合い、プランの作成を2月末までに完了し、年度内にプランの公表を 行う予定でございます。

以上、御答弁申し上げます。

〇2番(高山正信君)

今後のコロナウイルス感染症拡大に伴う農業、商業に対する対策をどのように考えているかということでお伺いするんですが、最近では東京、大阪、北海道、愛知の一部では飲食店の時短営業要請などが出されているような状況で、近隣ですとみやま市にはクラスターが発生しているとのことで、八女市においても再び感染者がいつ出るか分からないような状況であると認識しております。そのような中で、八女市でも農産物であったり、また、飲食店などにも再び影響が出るのではないかと思っております。

そこで、まず最初に、今年2月以降にどのような農産物に影響があったのかをお伺いします。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

緊急事態宣言が出された時期につきましては、消費の低迷、販売促進活動の自粛などで、 花卉類、茶などの農産物販売に影響が出ておったものと考えております。現在も冠婚葬祭や イベント等の中止や自粛、縮小が続いていますので、特に花について影響が出ているものと 認識しております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

それでは、今年2月以降に商工業ではどのような業種に影響があったかをお伺いします。

〇商工振興課長(山口幸彦君)

お答えいたします。

商工業につきましては、様々な分野で影響が出ているという状況を感じ取っております。 これはなぜかといいますと、一つの目安としましてセーフティーネットという運営資金の貸付け制度がございます。これが3月から無利息で借りられるという制度が始まりまして、八女市内で現在のところ792の事業所さんが申請をされているという状況でございます。内容の業種を見てみますと、建設業や卸売業、小売業、製造業から始まりまして、近頃では医療福祉の分野まで広がってきているという状況でございますので、様々な広い分野で影響が出ているんではないかと推測するところでございます。

〇2番(高山正信君)

今後、コロナ感染症が拡大すれば外食産業には大きな影響が出ると思われます。時短営業 自粛要請も出るかと思いますが、そのような場合にはしっかりとした対応を八女市が先に講 じていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇商工振興課長(山口幸彦君)

お答えいたします。

先ほど議員のほうからありましたとおり、全国では様々なコロナ感染症の拡大が出てきております。八女市としましては、幸いにしてですけど、大きなクラスターという部分も発生しない中での現状となっていますが、議員おっしゃるとおり、拡大がいつどういう形でやってくるのかというのは見込めませんが、外食産業をはじめ、先ほど申し上げましたとおり、そうなると仮定しますと様々な分野での影響が考えられますので、八女市としましても単独でできる部分、それと、国、県との連携をして対策を講じてくる部分があると考えております。

〇2番(高山正信君)

それでは、お茶のほうについては、コロナ感染症の影響はあったのか、お聞かせください。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

一番茶の収穫時期と緊急事態宣言が出ております時期が重なったこともありまして、新茶の十分なPR活動、販売促進活動ができなかったところでございます。そのような中で、お茶の販売につきましても影響が出ているものと認識しております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

これは11月28日の読売新聞のほうからなんですけど、市販のお茶にコロナ無害化の効果が あるということを奈良県立医大のほうが発表をされていますが、こういった効果があると発 表されたことは御存じでしょうか。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

奈良県立医科大学より、お茶による新型コロナウイルスの不活化効果について報道された ことにつきましては、承知しております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

市長にお伺いしたいんですが、八女茶は日本でもトップブランドではないかと思っております。コロナウイルスが拡大している中で、先ほど話したように、お茶がコロナウイルスを 無害化する効果があるという発表をされているので、ぜひこの機会に、こういったことを 大々的にアピールして消費を押し上げる策を打つときじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇市長 (三田村統之君)

お答えします。

議員おっしゃるように、奈良県立医科大学がコロナウイルスに対してお茶の効果について 試験結果を発表しております。まだ確実にこれがどれだけの効果があるのかという結論とい うのがまだ出ていないわけで、研究段階だろうと思っております。したがって、私どもとし てもこの研究成果を見させていただいて、不活化効果が高いお茶が新型コロナ対策に寄与で きる可能性があるかどうか、このあたりを十分これから医科大学の研究成果も把握しながら 結論を出していかなきゃならんだろうと思っておりまして、今の段階でこういう効果がお茶 にはあるという断言できる状況ではないんではないかと、慎重にそのあたりは大学の研究結 果等も含めて検討していきたいと思っております。

〇2番(高山正信君)

市長おっしゃられたように、確かに今からまた研究が進められると思うんですが、30分で ほぼウイルスが不活化したお茶もあったというのは実際事実で、静岡県のほうではそういっ たのでもうポスターを作ってあるようなところもありました。

商工業においては外食産業に影響が出れば卸の業者方、また、タクシーや代行運転業者など、また、農業で商品を納めてあるところ全てに影響を及ぼし、経済が疲弊していく懸念があります。国、県の動向もありますが、今後、八女市独自の対策を十分検討していただきたいと思います。

また、先ほどのお茶の効果もはっきりした実証は出ていませんが、先ほど言ったように、 実際ウイルスが不活化するということで、そういったポスターとかを作ってあるところもあ りますので、できるだけ早くPRしていただくようにお願いしたいと思います。

次に、冬の到来を迎えてインフルエンザか新型コロナウイルス感染症か分からないときの 医療機関の対応ということですが、日本においても今年2月ぐらいから感染者が出てきて、 4月には緊急事態が出され8か月以上がたっております。その間、発熱外来や筑後医師会に よる地域外来検査センターの運営をされております。市民の方は実際発熱が出た場合の対応 をどうしたらいいのか非常に分かりにくいと思います。そこで、9月の定例会で公立八女総 合病院でPCR検査の導入を検討されているということでお伺いしましたが、いつから検査 できるのか、また、八女市においてPCR検査、抗体検査が受けられるところはどこがある のかをお伺いします。

〇議長 (角田恵一君)

補正予算との絡みもありますので、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

公立八女総合病院におきましては、機器を整備されて今月より検査を実施されていると聞いております。また、八女市内において検査するところはということですが、独自の機械を導入して、また、発熱等の症状がない方、無症状の方等の検査をする医療機関というのは、今のところ公立八女総合病院以外はないと認識しております。

〇2番(高山正信君)

公立八女総合病院でのPCR検査の検査結果が出るまでにはどれぐらいの時間を要するんでしょうか。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

今現在、運用を始められたばかりとなりますので、今の状況をちょっとお伺いしたところによりますと、検査をし翌日の早い時間には検査結果が御本人のほうにお伝えすることができると聞いております。

〇2番(高山正信君)

市民の方に対してこのようなところでPCR検査が受けられますといった周知はどのように考えてあるのか、お聞かせください。

〇健康推進課長(坂田智子君)

今回、議会のほうにお願いしております検査の助成制度につきましては、市の広報ですと かホームページなどで議会の終了後には周知を行っていきたいと考えております。

〇2番(高山正信君)

今、広告とかCMなどで、自宅で唾液を取ってそれを輸送してPCR検査が受けられるようなCM等が流れておりますが、こちらも助成の対象になるか、差し支えがなければお聞かせください。

〇議長 (角田恵一君)

高山議員に申し上げます。先ほど申し上げましたように、今回の補正予算で上程されておる P C R 関係の分もございますので、その辺を含めて御質問をお願いしたいと思いますが、そのことを含めて答弁できればお願いします。

〇健康推進課長(坂田智子君)

今現在、様々な検査があるということで、議員おっしゃられるようなケースがあると思いますが、今回の助成については、自宅で唾液等での検査については対象と考えておりません。

〇2番(高山正信君)

今後、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時流行したときに、市民の方にはどのよ

うな対応をしたらいいのかというのが非常に不安だと思います。帰国者・接触者相談センターに連絡するのか、かかりつけの病院で相談するのか、また、PCR検査ができるところに伺っていいのか、その対応をどうしたらいいのか、お伺いいたします。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

以前は帰国者・接触者相談センターへということでしたが、現在では福岡県のほうが発熱等の症状のある方がかかりつけ医など、地域の身近な医療機関で診察または検査を受けられるように指定をされております。それで、今現在の取扱いといたしましては、そのような指定された医療機関等で受診をされ、また、検査をされる医療機関もあるようですけれども、そういう対応ということになりますので、まずは電話でそういった医療機関のほうに御相談をされて、ただ、そういった医療機関がないとか、どうしても受付していただけない場合は、今までどおり保健所のほうにあります受診相談センターというところに御相談いただくというケースもあるかと思います。そういった広報も取り組んでいきたいと考えております。

〇2番(高山正信君)

市民の皆さんが新型コロナウイルスかインフルエンザか同時流行するんではないかという 不安の中で受診体制なども含めてどのような対応をするか分かりやすい周知をしていただい て、万が一発熱が続いたり不安な症状が出た場合には、一目で対応が分かるような啓発ビラ などの作成をお願いしたいと思います。

ちょっと次に移らせていただきます。

避難所についてですが、再生エネルギーの導入について、停電時の対応についてなんですが、最近は特に災害が多発して避難所の必要性、重要性が再認識されているところだと思っております。昨年9月に台風15号において千葉県では最大63万6,500件が停電。停電が解消されたのが最長で9月9日から9月30日までの21日間という長い期間停電をしております。私も自宅で停電というと雷のときにちょっと一瞬ぱっと消えてすぐつくような軽い考えしかなかったんですが、実際、千葉県でこのような長期停電があっているので、避難所の在り方についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、資料を頂いています指定避難所、臨時避難所46か所及びあと福祉避難所等がありますが、各施設の管理者はいろいろ管理されている部署が分かれているとは思うんですが、避難所等を開設された場合はどの部署が統括されるのか、お聞かせください。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

市の、いわゆる避難所施設としては、市庁舎、支所を含めたところでございます。並びに 公民館や研修センター、学校など、こういった施設のほうがあります。議員おっしゃられた ように、それぞれの施設に施設の管理者というのが設定されております。災害時におきましては、この管理者等とも連携をしながらということになりますけれども、市の指定避難所、 臨時避難所として災害警戒本部並びに災害対策本部等、こちらのほうが開設し運営をしているというところでございます。

以上です。

〇2番(高山正信君)

資料にありますように、6か所には太陽光発電が設置されていますが、停電時の夜間に電気が使える施設はあるのか、お聞かせください。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

市の指定、臨時避難所となっている施設におきましては、今印をつけておりますところで ございますけれども、日中の発電のみのソーラー施設ということになっております。

〇2番(高山正信君)

ということは、恐らく夜間は使えないんじゃないかと思うんですけど、非常用発電設備が あるのは何施設でしょうか、また、その施設以外は市長答弁にありましたように、持ち運び の発電機だと思いますが、各避難所に何台用意してあるのか、お伺いします。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

施設自体で非常用の発電設備装置を備えているところとしては、黒木庁舎、立花庁舎になります。また、それ以外の施設につきましては、短時間低用量タイプの物であったり、議員、今おっしゃられたように、持ち運びタイプの発電機を1台ずつは最低配備しておるところでございます。

以上です。

〇2番(高山正信君)

確認ですけど、非常用発電設備がある施設以外は持ち運びの発電機しかないということで よろしいでしょうか。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

そのとおりでございます。

〇2番(高山正信君)

市長答弁に、避難所における停電時の電力確保につきましては、指定臨時避難所において 非常用発電設備や持ち運びができる小型の発電機により対応しているところですということ ですが、その持ち運びの発電機は何に使用するための発電機でしょうか。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

いわゆる非常時に夜間の照明用ということで、投光器等に電力を供給するということでの 配備品ということでしております。

以上です。

〇2番(高山正信君)

夜間照明ということで、今年9月の台風被害のとき、46か所の避難所で避難された方が多かった施設の場所と、避難者数を多い順からちょっと二、三教えていただけますでしょうか。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

台風自体の最接近は9月7日、朝の4時ぐらいでしたけれども、前日6日の夜から避難された方が非常に多うございました。多い順に申し上げますと、黒木支所で212名、総合体育館で202名、市役所の本庁で135名ということになっております。

〇2番(高山正信君)

停電時にそれだけ避難者の電気が賄える発電機になっているか、お聞かせください。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

体育館とかフロアでもってかなり広い施設もありますので、あくまでも最小限の照明をということにしかならない形です。また、電池式のランタン等も数個ずつは配備をしている状況でございます。

以上です。

〇2番(高山正信君)

それでは、中長期の停電になる場合、温浴があるべんがら村やグリーンピア八女などの観 光施設は使用できるのか、お聞かせください。

〇観光振興課長(荒川真美君)

まず、べんがら村とグリーンピア八女ということで指定がありましたが、グリーンピア八女につきましては、臨時の避難所になっております。べんがら村についてはなっておりません。それと一番初めのテーマといたしまして、温浴施設の電気については、基本的には電力がないと使えないということになりますので、大規模停電になったときには使えないような状態になっております。

以上です。

〇2番(高山正信君)

それでは、八女市には今現在、公用車として電気自動車はありますか。

〇財政課長(田中和己君)

お答えいたします。

現在のところ本市におきましては、本庁、支所含めまして電気自動車の導入はございません。

以上です。

〇2番(高山正信君)

これは11月25日に福岡市のほうで大規模災害時の停電対策として避難所など全ての公民館や共同利用会館に電気自動車から電力を供給するための機器を導入するということで発表されております。先ほど避難時には小型の発電機ということだったんですけど、各施設に持ち運びの発電機も必要かとは思いますが、はるかに容量も大きくて発電機と違い音が静かで排ガスも気にならない電気自動車の導入も、できれば中山間地のほうから考えていただいたほうがいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

議員今おっしゃったように、公用車として、いわゆる電気自動車が導入された場合ですけれども、容量や静音性、排ガスなども優れた点も多々あると思っております。避難所での電源確保ということでの活用につきましても、また今後十分研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

八女市においては、先ほど話した千葉と同等の台風が上陸すれば、特に山間地においては 電柱が倒れたり、倒木による電線の破損、また、鉄塔などの倒壊も十分考えられ、千葉より も被害が大きくなる可能性が考えられます。また、道路が不通になることもこちらのほうで はしばしばありますので、そういったときに市民の皆さんが非常に不安な中に避難所に行か れ、その上、停電までしたときに電気がつかないということであれば、避難所が避難所とし て機能していないんじゃないかと思うんですが、そこで、最後に市長にお伺いします。

八女市においても国土強靭化計画策定が来年3月までに完了すると思いますが、災害停電時の避難所施設へのエネルギー供給などが可能な再エネ設備などの導入を検討していただき、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給などの機能を発揮する施設のいち早い整備が必要じゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

〇市長(三田村統之君)

議員おっしゃるように、八女市は非常に災害が発生し、その被害が甚大になる可能性というのが非常に高いわけでございますので、特に中山間地にお住まいの市民の皆さん方の命、

あるいはまた健康を守っていくためには、やはりそれなりの対応をしていかなきゃならない。 したがって、今後十分エネルギー対策については検討していかなきゃならんと思っておりま すので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

〇2番(高山正信君)

すぐにでも、例えば、停電の災害が来れば、実際今避難できるところが重油で動かす施設 がある黒木支所と立花支所しかございませんので、いち早い御検討をぜひお願いいたします。 最後に、人・農地プランについてお伺いさせていただきます。

この人・農地プランは、去年12月、今年3月、9月にも質問させていただいており、市長の所信表明にありました主要産業でもある農林業の生産基盤を強化し、生産性を上げ、稼げる農林業を確立する取組を進めていくとのことで、この人・農地プランの実質化、稼げる農地が地図化され、見える化されたものだと思っております。今後の新規就農者による移住者、拡大を検討されている農業者にとっても非常に意味のある地図ではないかと思っております。そこで、農業に特化した移住・定住についてと、人・農地プランの進捗状況について一緒にちょっと伺わせていただきます。

まず、移住・定住で農林業を具体的にどのようにPRをしてあるのかをお聞かせください。

〇定住対策課長(平 武文君)

お答えいたします。

定住対策課におきましては、現在、八女のロマンという移住のPRプロモーションを実施しておりますが、このプロモーションは実際、八女で頑張っている人、とても格好いい生き方をしている人を介して市の魅力を伝えようという試みでございますが、例えば、農林業に関心のある移住者が御相談に見えたら、そういったことで、なるべく市内で今頑張っている若い農業者であるとか、林業に従事してある人とのお話しする機会を設けたり、例えば、市内の農家民宿を宿泊所として御紹介してオーナーのお話を聞いてもらったり、さらには東京からUターンして今果樹栽培に頑張っていらっしゃる若い御夫婦もいらっしゃいますので、このような方も我々からすればありがたいすばらしいお手本でございますので、こういった方々の御紹介をしているところでございます。ということで、農業、林業について我々としては制度の紹介でありますとかデータの紹介というよりも、むしろ農業という生き方というか、林業という生き方、こういったすばらしさをぜひ移住を考えている方には伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

就農希望者の相談で、例えば、具体的にこの作物だったら平均的な収入がこれぐらいありますよという提示などはしてあるんでしょうか。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

八女市、筑後市、広川町、福岡八女農業協同組合、県普及指導センターで構成しております八女地域農業振興推進協議会において策定しております第5次八女広域農業振興計画、こちらのほうに15のモデルを整理して経営書を作っております。その中で作物ごとの必要な生産規模、所得目標、必要な労働力、総労働時間など、具体的な提示を行い、現在推進を図っているところでございます。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

今回、人・農地プランでアンケートを集約された地図があるんですけど、この集約した地図の活用はどのように考えてあるのか、お聞かせください。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

地域の話合いの中で色塗りを行った地図を活用することにより、地域の実情の見える化につながりプランの充実に寄与するものと認識しております。地域の将来に向け中心経営体、中心的な担い手農家、そちらのほうに農地の集積を図り、地域の特性を生かした有効性のあるプランにつながりますよう推進を図ってまいります。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

人・農地プランでアンケートを取られた中で、今後10年以内に後継者がいないと答えられた方が6割以上おられたんですが、その後継者がいないと言われた方の作物ごとの所得をどのように分析されてあるのか、また、十分な生活ができる所得であるのかをお聞かせください。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

アンケートの集計で経営縮小を行うと回答した方のうち6割の方が10年以内に経営を縮小するというアンケート結果になっております。これにつきましては、高齢に伴う経営の縮小と農業振興課としては考えております。作物ごとの所得分析については現在行っておりません。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

ミカンとかキウイなどの果樹関係の所得状況はいかがでしょうか。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

ミカン、キウイフルーツなど果樹関係につきましては、現在需要と供給のバランスが大変 安定しております。よって、生産農家の所得のほうも安定しているものと認識しております。 以上でございます。

〇2番(高山正信君)

この集約された地図を見ると、水田地帯は非常に分かりやすいんですが、中山間地では同じようにうまくはいかないかと思うんですが、中山間地での地域ごとの話合いではどのような進め方をされるお考えか、お聞かせください。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、平場と中山間地域につきましては、農地の形態が違うということで私たちも認識しております。中山間地域の農地の形態につきましては、集団的ではなく点在している状況にあると思っております。そこで、現在、中山間地域で最も実情に合った集落コミュニティのほうを見ますと、中山間地域等直接支払制度の集落協定、こちらのほうが一番実情に合っている集落コミュニティと認識しておりますので、こちらの集落協定の協力を仰ぎ話合いを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

9月の定例会で言われていました八女市担い手育成総合支援協議会での新規就農者は何人おられるか、お聞かせください。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

担い手協議会における就農支援につきましては、平成24年から行っております。これまで 86件の就農者につきまして国の農業次世代人材投資事業を活用して支援しております。直近 でいいますと、昨年、平成31年度につきましては9件の実績があります。令和2年度の今年 につきましては、5件の方の支援を実施する予定となっております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

今言われた新規就農者なんですけど、そのうちJAの就農支援センターや親元就農以外の 市外からの第三者継承での新規就農者は何人おられますか。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

市外からの第三者継承による新規就農につきましては、該当者の方は一人もおられません。

昨年お茶農家において第三者継承による経営の継承は1件行われており、農業振興課としま しても就農継承の手段の一つとして、第三者継承のほうにつきましては、関係機関と協議を 進めておるところでございます。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

それでは、最後に市長にお伺いします。

八女市は今後ますます高齢化が進み担い手がいなくなるかと思います。そこで、今農業での移住・定住におかれては職員の方が、例えば、農業振興課に行かれて、この定住については定住対策課のほうに移っていただいて相談をされているような、移動しながら相談をされているんですけど、八女市において専門の相談員を配置して、その一人の方が農業に関しても移住に関しても相談を受けるような専門のコーディネーターを八女市に配置したらいかがかなと思っているんですが、どうお考えでしょうか。

〇市長 (三田村統之君)

今後の八女市の農業にとって極めて重要な課題でございますので、よく担当部局とも協議 しながら、また、全国的にそういうコーディネーターを支援する市町村並びに自治体がある かどうか等も含めて、もしあれば調査をしながら検討してまいりたいと思います。

〇2番(高山正信君)

八女市の基幹産業である農林業での移住・定住に対して、先ほどもちょっと回答にあった んですが、第三者継承での就農者がなかったということもありますので、できれば早いうち にそういった専門員の方の予算をつけていただいて、そういった方が就農に対する移住・定 住をしっかりと勉強していただいた職員の方をぜひ作っていただいて、ますます就農者が増 えていただくように最後にお願いして、質問を終わらせていただきます。

〇議長(角田恵一君)

2番高山正信議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。午後1時まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

〇議長(角田恵一君)

休憩前に引き続き午後の会議を再開いたします。

日程第2 議案審議

〇議長(角田恵一君)

日程第2. 議案審議を行います。

報告第11号 専決処分について(事故による損害賠償)を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〇12番 (服部良一君)

この説明書の中の件で質問したいんですけど、市道が陥没したための事故だとは思います。 今後また事故がないように内容をお聞きしたいと思います。

以前も、市道に石ころが転がっていて、その石にぶつかったために賠償を行ったという事例が8年か9年前にありましたね。それも道交法で言えば、前方不注意もあるわけで、過失度合いとかが全然まだ分からない。よくよく読んでいくと、これにも通過するまで分からなかったというのを書いてありますね。しかし、故障したところとかを見てみますと、フロントがほとんどやられているということで、陥没していたのか、もしくは通過していたときに車の重みで陥没したのか分からない。もし、もともとが穴が空いていてロードコーンなど安全策を取っていたのにもかかわらず落ち込んだというならば、道交法からいえば、相手方にもこれは過失がある。ですから、そのあたりはきちんと調べて九十何万円の賠償になったのか、そのあたりを詳しく説明いただきたい。

〇建設課長(轟 研作君)

お答えします。

今回の市道陥没の事故についてですけれども、こちらは河川沿いの道路でございまして、河川護岸と道路の路肩が兼用している兼用護岸になっております。今回の事故につきましては、梅雨時期に河川水が上昇しまして河川護岸の根が洗われて、中の路盤等が川のほうに吸い出されて、表面はアスファルトで何も見た目は通常の道路と変わらない状況でございました。アスファルトだけでもっていたものですので、そこに車両が通行した際に大きな穴が空いて陥没事故が発生したという状況でございます。

災害時期になりますと、こういうことが起きる可能性がございますが、水位が高いときは どうしてもその護岸の状況というのが確認できませんけれども、区長会を通じてであったり、 職員のほうに、道路の陥没、異状等があれば、すぐ建設課並びに支所のほうに連絡をいただ くという旨の文書を既に発送しているところでございます。

以上です。

〇12番 (服部良一君)

じゃ、運転者からいえば、全然分からない状況のままそこを通過をしたということですね。 はい、分かりました。

以上です。

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について

専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑に とどめ、これをもって審議を終わります。

報告第12号 専決処分について(事故による損害賠償)を議題といたします。 本案について質疑を行います。

〇12番 (服部良一君)

引き続きですが、これもまた次に事故が起きないようにお尋ねしておきます。

この桜の木なんですが、所有者はどうなっているのか、もしくはその土地の所有者は誰に なっているのか、まず、お聞きします。

〇建設課長(轟 研作君)

お答えします。

桜の木、また、そこに植わっている底地につきましても八女市の土地でございます。

〇12番 (服部良一君)

それじゃ、絵では2本、○○と描いてありますが、これは何本ぐらいずっと植わっているんですか。

〇建設課長(轟 研作君)

この事故が起きた箇所につきましては5本桜の木が立っている状況でございました。

〇12番 (服部良一君)

私も公園の桜の手入れを長年やっていますけど、そこにずっと道路が入っています。それで、作業が年間12回していますけど、その場所、その場所、スパン、スパンを分けてしよりますけど、人が下を通った場合は危ないかもしれないといって、ずっと枝打ち、あるいは古い木は伐採、間伐という手入れをしています。こういう事故があった場合は、5本あるならば、ほかの木は確実に、桜は同じ時期に植えているはずなんですね、寿命もほぼ一緒です、ですから、これが1本折れて倒れたということでは、風とかなんとかいろいろな条件はあったにしろ、ほかの木を調査したのか、もしくはやろうとしているのか、お尋ねしておきます。

〇建設課長(轟 研作君)

お答えします。

こちらの桜の木につきましては、ほかの木も当然調査をいたしまして、中が腐っている状況でございましたので、今全て根元から伐採をしております。

また、ほかの箇所にもこういった道路沿いの八女市の土地に木が植わっている分については、管理班等を依頼しましてパトロールを行いまして、危ない木については伐採を行っている状況でございます。 (「以上です」と呼ぶ者あり)

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について 専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑に とどめ、これをもって審議を終わります。

報告第13号 専決処分について(事故による損害賠償)を議題といたします。 本案について質疑を行います。

〇11番(萩尾 洋君)

出会い頭というか、そのような事故だと思うんですが、相手方の自転車には何の損傷もないと。しかし、公用車は急停止をしたが、接触した。どこにどう接触したんでしょう。その辺が全く分かりませんが。

〇企画政策課長 (馬場浩義君)

お答えいたします。

今回資料につけさせていただいております事故状況の図でも示しておりますけれども、今 回の事故につきましては国道3号納楚北交差点から南のほうに入りまして、そこで変則五差 路を右折しようとした際に、右斜め前方から出てこられた自転車と接触したものでございま す。

交差点内の事故でございますので、双方ともスピードは出しておらず、ぶつかったときは お互いに止まっておる状況でございました。自転車のほうの損傷についてはそのときの警察 の確認もございましたけれども、損傷箇所が見当たらなかった。で、車のほうにつきまして は車の前方のほうの右側を中心として、ボンネットからヘッドライト部分、それと、バン パー部分、こういったところに傷が入っておりましたので、こういったところを修理を行っ たというものでございます。

以上でございます。

〇11番(萩尾 洋君)

じゃ、その急ブレーキをかけたときには自転車とは接触したということですね。ですよね。 公用車の損害額が420千円と書いてありますが、そういう傷だけでそのような高額な金額に なるんですかね。

〇企画政策課長(馬場浩義君)

先ほど少し御説明をしましたけれども、今回の修理の内容につきましては、ヘッドランプ、それからバンパー、そしてボンネット、こういったものの修繕となっております。それぞれが傷の状況はそんなに大きいものではございませんでしたけれども、これはリース物件の車両となっておりまして、リース会社と話をしていく中で、この部分についての取替え工事が発生したということで、今申したところの取替えをすることで費用が大きくなっているよと、そういったことになっておるところです。

以上でございます。

〇11番(萩尾 洋君)

じゃ、最終的にはこれは人身事故取扱いではなかったわけですかね。

〇企画政策課長 (馬場浩義君)

お答えいたします。

本件の事故につきましては、相手方は負傷されておりますので、警察のほうでは人身事故 扱いということで報告を受けておるところでございます。

以上です。

〇11番(萩尾 洋君)

定例会のたびにこういう事故のケースが1つか2つぐらい発生しています。今後、念を入れてちゃんと気がけて運転するように全職員に通達をしていただきたいと思いますが、総務部長。

〇総務部長(原 亮一君)

日々安全運転については心がけて全職員しているところでございますが、このように事故 案件を報告することになりまして申し訳ございません。特にこのたびは人身事故ということ で、相手の方におわびしたいと思っています。

公用車運転の際に、あえて狭い道を通る必要があるかとか、そういう部分の意識の問題を しっかり職員一同で認識しながら、日々の運転業務に携わっていきたいと指導してまいりた いと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇11番(萩尾 洋君)

終わります。

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について 専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑に とどめ、これをもって審議を終わります。

議案第94号 専決処分について(令和2年度八女市一般会計補正予算(第6号))を議題 といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思

います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第94号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第95号 八女市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〇21番(松崎辰義君)

これにつきましては、私の記憶ですけれども、毎年のように規制緩和がされているように 思います。今回どのように改正がなされたのか、どういうところが変わったか、まずは、そ の経緯について御説明をお願いします。

〇子育て支援課長 (平島英敏君)

お答えいたします。

今回の主な改正点でございますけれども、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業を営む事業者に対しましては、保育所等との連携を図ることが義務づけられているところでございます。連携事項の1項目において連携を確保しないことができる改正が今回なされたところでございます。

じゃ、どのような連携が必要なのかということで大きく3点がございます。1点目は子どもたちに集団保育を体験させること、2点目といたしましては保育ができない場合に代わって保育を提供する代替保育をすること、3点目は3歳から引き続き保育等を提供することを引き継ぐこと、その3点を保育所等との連携協定を結ぶことが義務づけられているところなんですけれども、3点目の3歳から引き続き保育を提供するという内容でございますけれども、市において優先的な取扱い等を講じておれば、適用しないことができるとするということが今回の改正点でございます。

八女市におきましては、保育所入所時の調整におきまして点数制を設けておりますけれど も、家庭的保育事業等を利用している児童の申込みには加点をして調整をしておりますので、 今回の改正点の対象となるということでございます。

あわせまして、これまで家庭的保育事業関係は大きく5年経過をいたしまして、国の基準の改正が八女市の実情に応じて該当する部分のみこれまで改正を行ってきましたけれども、該当しない部分につきましても、言わば取り込みをして、今後国の基準に合わせて改正をしていこうということで、全ての改正点を取り込んだというところが今回の改正点でございます。

以上でございます。

○21番(松崎辰義君)

最初言われました点、点数制を設けて、そういう点数制をすることで家庭で保育がなかなかできない方を優先的にということだろうと思いますので、その点は了解する部分ですけれども、今回ここにあります、いわゆる保健師、看護師、それから、今回それに加えて准看も

保育士としてみなす。本当にそれでいいのかと疑問も持ちます。

それから、保育所におきましては、大体今新しく建っているのは2階建ての保育所ができていますけれども、今回これを見ますと、4階まであると。こういうところで乳幼児の保育が本当にできるのか。預けるほうとして、保護者としては非常に不安な部分があるかと思いますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

〇子育て支援課長 (平島英敏君)

お答えいたします。

職員につきましては、これまで基本保育士でございますけれども、1人に限りでございますけれども、保育士に代わって保健師、または看護師も保育士ということでみなしをしてきたところなんですけれども、近年の保育士不足が叫ばれる中、基本5年前から国の基準もそれに加えて准看護師を加えてあったということで、現時点でも県のほうでも保育所等、幼稚園等につきましても1名に限りでございますけれども、いわば保健師、看護師、それに加えて准看護師も取り込まれておりますので、その分も含んで今回改正をさせていただいたというところでございます。

それとあと、3階建て、4階建ての関係でございますけれども、44条以降、事業所内保育 事業でございますけれども、基本、八女市におきましては事業所内保育事業、届出保育所で は持っておるところなんですけれども、家庭的保育事業では対象事業者を持っておりません ので、この部分の建築確認関係の基準を取り込んでおりませんでしたけれども、事業所内保 育事業の2階建て以降、2階、3階、4階の建築基準についても盛り込みをさせていただい たというところでございます。

以上でございます。

〇21番(松﨑辰義君)

八女市にある家庭的保育事業所というところでは対象者が八女市の場合はないと。准看についても今のところ八女市は対象者はないということでよろしいですか。

〇子育て支援課長(平島英敏君)

今のところ、准看についても対象者はいないところでございます。

○21番(松崎辰義君)

看護師と准看、仕事の内容としては大体範囲としてはそう変わらないようですけれども、 一応調べてみますと、看護師、准看護師、大きな2つの相違点があると言われていますが、 御存じでしょうか。

〇子育て支援課長(平島英敏君)

すみません。具体的な相違までは把握をしておりません。高等技能関係で2年間で准看を 取得させておりまして、その後2年間で正看の取得をしていただいているところで、独り親 の家族についても資格取得を勧めておるところなんですけれども、大変申し訳ございません、 その違いについての把握をしておりません。

〇21番(松﨑辰義君)

看護師、准看。看護師は国家資格なんですね。准看は都道府県の知事の許可制になっております。ここが大きく違います。そして、准看は、これは医療関係ですけれども、医師や看護師の指示がない限り、自分の思いでは業務ができないというのがあります。いわゆる資格としては大きな違いがあるわけですね。

そういうところをどういうふうに見るのか。准看までいいですよというのは、これは事業者、または大人の見方であって、子どもの目線から見れば、非常に大変なことだろう。いわゆる保育の質が低下をしていくことにつながりはしないかと思いますが、どのようにお考えですか。

〇子育て支援課長 (平島英敏君)

お答えいたします。

先ほども最初に申し上げましたとおり、近年保育士不足と叫ばれる中で、基本、朝夕の保育士の確保についても非常に困難を来しておると言われておりまして、基本、朝夕、1人の保育士の対応ではなくて、最低2人の対応が必要なんだと。その際、子育て支援員なる制度の方についても必要に応じては可能なんだということが最近言われてきております。そういった状況の中で、准看、正看、先ほど言われた資格の課題はあろうかと思いますけれども、いずれにしましても、医療の知識を生かしていただきながら乳幼児保育に従事をすることができるということでございますので、国の基準、県の基準に合わせて、市の基準のほうについても、質が低下するということではなく、子どもさんたちの保育を医療の面から知識を生かしながら従事をしていただくということで理解しておりますので、御了解方よろしくお願いしたいと思います。

〇21番(松﨑辰義君)

そういう人手不足という部分は分からないわけではないんですね。ただ、大体准看から2年ぐらい勉強しないとなかなか正看といいますか、看護師の資格は取れない。いわゆる知識、さらには経験、そういうものが非常に必要とされる。そこに預ける人の安心感が私は出てくるんだろうと思っております。それを結局人手不足、これは一つは処遇の問題も含めて根本的に考え直さなければならない。人手不足だからこういうふうにしましたでは通らない課題ではないかなと思っておりますので、今後、こういうものに対して本当に規制緩和だけではなくて、子どもを中心として、乳幼児を中心として保育を考えたときにどうすべきなのか、これは大人がしっかり考えるべき課題だと思いますが、いかがですか。

〇子育て支援課長 (平島英敏君)

お答えいたします。

今回の改正点におきましては、あくまでも各保育所における保育士の1名に限りということで、言わば、限ってこれを許すものでありますことから、全体にわたってこれを許すものではございませんので、今回の改正点については1名に限ってのお願いということで御理解のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

〇21番(松﨑辰義君)

1名に限って、その1名が大事なんですよ。子どもたちを見てくれる人、その1人が大事なんですよ。その1名に限ってというのは私は通用しないと思います。子どもたちを中心にどう考えていくか、これは大人の責任としてきっちり我々が考え直していく課題だと思っておりますので、そういうことを述べて質問は終わらせていただきます。

〇16番 (三角真弓君)

私は非常に、看護師、准看護師であったとしても、今子どもたちの状況というのがいろいろあります。専門職が見なければ分からない子どもたちの状況というのはたくさんあると思っております。また、今DVやコロナ禍によってそういう犠牲になっている子どもたち、そういったことを考えたときに、私は看護師あたりがこういうふうに登用されるということは前向きに考えた場合、本当にある面ではよかったのではないかなと思っておりますので……

〇議長 (角田恵一君)

三角議員、質疑をお願いします。

〇16番(三角真弓君)続

すみません。討論を言った。じゃ、討論のときに言います。

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

〇21番(松﨑辰義君)

議案第96号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の 制定について、反対の立場から討論を行います。 今回の改正は、事業者、大人の立場からだけの改正であり、乳幼児の保育の質を低下させるもので、子どもたちのことを考えているとはとても言えるものではありません。乳幼児は少なくなり、本来は、環境、質の向上が望まれていると思いますし、大人の責任として果たすべき課題だと考えます。

八女市では対象の施設はないということですが、こういう条例を制定すれば、今後そうい う事業者が出てくれば、認めざるを得ないのではないかと思われます。保護者にとってはと ても不安材料だと思うわけです。

よって、反対の意を表明し、討論といたします。

〇16番 (三角真弓君)

すみません、先ほどは失礼いたしました。

先ほど申しましたように、私は今の子どもたちの置かれている立場というのは非常に厳しい現実があります。全国的にもDVが過去最高に増えておりますし、今後コロナ禍によって子どもが犠牲になるようなことが増えていくことが非常に厳しいと思っております。

例えば、保健師の方は看護師の資格を持ってあります。その専門職で見なければ分からないところまで把握ができれば、私は非常に今回のこの議案に対しては、ある面でいい議案ではないかなと前向きに考えておりますので、この議案に対して賛成の討論とさせていただきます。

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

起立多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号 八女市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〇8番(高橋信広君)

この議案は、1つは負担軽減の枠を広げていること、それから、もう一つは障がい者、この表記についてと、2点だと私は思っておりますが、まず、この枠拡大についての具体的な内容について御説明いただきたいのと、それから、この表記の変更の背景、これについてお聞きいたします。

〇福祉課長 (栗山哲也君)

今回の改正について御説明をいたします。

高橋議員おっしゃるように、負担軽減の改正につきましては、中学生の保護者の負担軽減になります。従来、重度障害者の方が入院されたときの自己負担が1日500円掛けるの20日までということで上限が10千円でございました。一月の上限が10千円。こちらが来年4月1日以降につきまして、1日500円掛ける7日間、上限3,500円ということで、自己負担額については6,500円の軽減になるという内容になります。こちらについては既に小学生等は3,500円になっていますので、その小学生等の基準に中学生は合わせるという基準になります。それが1点。

もう一点につきまして、障がいの表記につきましては、こちらは福岡県のほうが平成29年度から「障害」の「がい」の表記を平仮名表記にするように福岡県のほうはなっております。今般、八女市においては第3期の八女市障害者基本計画を平成31年度から10か年計画ということで作成しておりますけれども、その基本計画の策定委員会の中で策定のメンバーの中で御議論いただいた結果、福岡県に準じて「障害」の表記を「害」について平仮名表記にするということで見直しの議論があっています。「引き続き国や県の動向を注視する」というて文も加えられていますけれども、今回、福岡県のこの重度障害者医療費の支給制度が変更されることに伴いまして、福岡県の条例についても漢字表記から平仮名表記に変えられておりましたので、そちらに準じて八女市においても漢字表記を平仮名表記に変えたということになります。

以上です。

〇8番(高橋信広君)

負担軽減枠については承知しました。

この表記の件なんですが、今御説明いただきましたように、平成31年度の八女市障害者基本計画、この中にしっかり明示されております。ただ、福岡県のほうは例規集を見ますと、ほとんどの障害という言葉については「害」を平仮名に変更されています。八女市の場合は当然ながら、まだ平仮名表記、それから漢字表記、それから、「害」だけを平仮名という3種類がまだ混在しているわけですね。

今後の考え方ですけど、例えば、先ほどの八女市障害者基本計画というのは漢字なんですね。中に入りますと、全部平仮名にされていますけど、どうも統一されていないような気がしております。このあたりのしっかりとした修正を合理的配慮という意味でもぜひしっかりと修正していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

〇福祉課長 (栗山哲也君)

今、高橋議員おっしゃるように、今のところ、例規上とかでも混在をしている状況にございます。

今回うちのほうではこの条例について「害」の表記を平仮名に変えさせていただいており

ますが、当課の考えとしましては、かなりの数の例規改正が必要になりますけれども、条例 改正の折に、その一文だけでなくて、本文中の改正が生じたときに改正をさせていただこう という考えを持っておりました。それがかなりの時間になるかもしれませんので、時期を見 て改正できる分については改正したいなという思いがあります。

それからもう一つ、障害者基本計画の「害」は平仮名になっていないじゃないかということでございますけれども、こちらにつきまして法律に明記された、法律上でいろいろ規定された分とか、その辺については国の法律が当然平仮名表記になっていませんので、法律に基づいて表記されたものについては漢字のまま残すということになりますので、その辺は御承知おきいただけたらと思っています。

以上です。

〇8番(高橋信広君)

いずれにしても、障がい者の方から見てこの3つの混在というのは非常に私は合理的配慮 という意味で少し気になるところでございますので、ぜひ統一を早急にやっていただくよう にお願いして終わります。

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号 八女市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号 指定管理者の指定について(八女伝統工芸館、八女手すき和紙資料館、八女観光物産館、八女民俗資料館)を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〇8番(高橋信広君)

この指定管理者の在り方という意味で、指定管理者のコンセプトというか、そういう意味では民間ができるものは民間に任せようということからスタートしていると思うんですが、この中の八女観光物産館というのは、ある意味、利益を追求できる施設と思っております。 今回は別としても、将来、こういう利益追求をできるような施設、ここについては民間に移譲していくのか、そういうことについてお考えがあるかどうか、お聞かせいただけますか。

〇商工振興課長(山口幸彦君)

お答えいたします。

ただいまお尋ねの観光物産館につきましては、一連の伝統工芸品、または産業の部分の展示及び販売をしておりますので、現在のところ、一括した指定管理をお願いしているところです。将来的な部分についてはその状況も把握しながら今後検討させていただければと考えております。

以上でございます。

〇8番(高橋信広君)

ぜひ将来の展望を含めて、今回はこの伝統工芸館のことでございますが、ほかのことも含めてぜひ御検討いただければと思いますので、よろしくお願いして終わります。

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号 指定管理者の指定について (八女市地域福祉センター) を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号 指定管理者の指定について (八女市下横山コミュニティセンター) を議題 といたします。

本案について質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号 指定管理者の指定について(八女市横町町家交流館)を議題といたします。 本案について質疑を行います。

〇10番(牛島孝之君)

まず、この指定管理者となる八女福島観光協会についてお聞きします。

8ページですか、附則の中の改正、平成30年5月22日、八女観光協会八女支部の名所変更、これは名称だろうと思う、「名所」になっておりますけど、当然間違いだろうと、「所」じゃなくて「名称」の変更だろうと思います。名称変更に伴う役員名の変更。この八女観光協会八女支部が八女福島観光協会になるときに、当然理事会があっとると。反対意見も出たんじゃないかという質問をしましたけれども、その当時の課長は、私も出席していましたけれども、覚えていませんと。要するに旧八女市の場合に、小学校区で8小学校区あります。八女福島とついた場合、福島だけの観光なのか、旧八女市という言い方は本当はしたくない、八女観光協会が合併して10年になりますから、本来いうなら、東部まで含めて全てを八女観光協会とすればいいんですけれども、今どうなっているのか。旧町村ごとに観光協会という名称で残っているのか、お聞きします。

〇観光振興課長(荒川真美君)

お答えいたします。

観光協会につきましては、合併以前の1市3町2村全ての地域に観光協会が今も残っております。前回の議会のときにも合併しないのかという御意見をいただいたところですが、現在のところ、そのままの状況で続いているというのが現状です。

特に今御指摘の八女福島観光協会ですが、もともと八女観光協会ということで広域でつくっておりましたのを、事務局を商工会議所が持っていくときに名前を八女福島観光協会に直されております。

ただし、議員もおっしゃいましたように、会員におかれましては、八女福島地域のみの会

員だけではなく、長峰であったり、三河であったり、いろんな地域の方が会員としてメンバーの中に連なっておられます。ですから、福島だけの観光PRをされるんではなくて、八女広域によるパンフレットの作成であるとか、エリアを越えたところでの観光地の訪問はなされているような状況です。

ただし、議員おっしゃったように、福島エリアだけの観光協会ではなくて、広域にまたがるような取組を今年度会議をもって実施していこうと思っておりますし、また、今後、合併という形ではなく、連携協議会という形で観光協会を進めていきたいと思っております。 以上です。

〇10番(牛島孝之君)

各町村に今も観光協会という名称であるのか、それはどうですか。

〇観光振興課長(荒川真美君)

今も全て残っております。

〇10番(牛島孝之君)

事業計画書の中に、管理者としての利点、①広く公平な地域貢献という共通目的。非常にいい言葉が書いてあります。そして、その中に「当協会は公益団体として広く公平に地域貢献することが本分であり、短期的な一部のための収益事業とは一線を画しています。」、非常にきれいな言葉で書いてあります。

ところが、その次に、35ページ、集客業務「茶の国観光案内所(物産館内)に加え、八女福島地区への訪問者・観光客の第一の立ち寄り所として「横町町家交流館」を位置づけます」と、わざわざこの八女福島地区という言葉が入っているんですよ。

確かに旧八女市に小学校校区は8ありますけれども、確かに福島が一番そういう見るところはあるとは思います。思いますけれども、なぜ八女福島観光協会にしなきゃいけなかったのか。前も聞きました。ほかの地区を回るときに、八女観光協会ではいけなかったかですね、そういう議論を今後される予定はありますか。

〇観光振興課長(荒川真美君)

八女福島観光協会の理事会等については私も理事のメンバーの一人として参加させていた だいているところでございます。

八女福島を立ち寄り先のワンポイントとしてという定義がなされているというところでございますが、確かに交通の便等を図りますと、八女福島にまず来ていただいて、茶の国観光 案内所で御案内をして、例えば、八幡地区であったり、三河地区、そちらに回していただくような観光案内をしているところというのも実情でございます。

今、議員が御指摘いただきましたように、今後、八女福島観光協会を八女観光協会に直す かどうかにつきましては、また理事会、年度、必ず理事会、評議委員会ございますので、そ ちらのほうでの話の中で提案させていただきたいと思いますし、今後、事務局が先ほど商工会議所という御案内をさせていただきましたが、今後また話合いの下、変更になる可能性も十分にありますので、十分にそこについては、八女の観光のことをしっかり考えて、本当に福島だけ1点集中ではなく、広域にまたがるような観光を目指している観光振興課の政策としてはそれで続けていければと考えております。

以上です。

〇10番(牛島孝之君)

矢部なり、星野なり、黒木なり、上陽、いろんな観光地があります。なのに、そこには旧町村ごとにあると。八女市は合併して10年たつんですよ。それなのに、わざわざ名称を八女福島観光協会とされました。する必要があったのか。本来なら、旧町村にある観光協会を含めて八女観光協会と一つにして、それは拠点は福島にあっていいですよ、別に悪いとは言いません、それは市役所の本庁舎もありますし、伝統工芸館もあるんで、それはいいけれども、10年たってわざわざ八女福島観光協会という名称にする必要があったのか。そこら辺をちゃんと議論をお願いいたします。

以上です。

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

議案第106号 指定管理者の指定について (八女市奥八女焚火の森キャンプフィールド) を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〇6番(田中栄一君)

これは、全体の指定管理に関わることなんですけれども、ここにつきましては平成24年で 壊滅的に打撃を受けましたきのこ村の関係の修復ということで大変ありがたいと思っており ますが、こういった施設を管理する場合に、車両等、管理のために必要、あるいは事務連絡 とかというところに車両等が必要だと思うんですけれども、グリーンパル日向神峡の例を取 りますと、ここは任意団体で指定を受けております。開設当初は黒木町から車両の貸与とい うことでなっておりましたが、その車両が耐用年数を過ぎて換えなきゃいけないというとき に、実は法人化されておりませんので、名義の登録ができないんですね。ということで、個 人有の車両にするにもいけない、かつ八女市からの貸与ということも、それについては ちょっとというお話でございました。

そういう中で、ここのキャンプ場についても管理車両等が必要になった場合に、これは法 人化されておりませんので、市からの貸与車両とかということで対応されていくんでしょう か、そこら辺をお尋ねします。

〇黒木支所長 (松本伸一君)

お答えいたします。

先ほど議員から質問ございました団体の取扱いでございますけれども、当面、グリーンパル日向神峡もそうなんですけれども、まだ法人化していない状況でございます。それにつきまして今後また状況を把握しながら、法人化していこうかどうかというのを、メリット、デメリットを含めまして検討していく状況でございます。

車両も導入するということで計画いたしておりますが、今現在、所有する状況の支度が出ておりませんので、当面は市の所有ということで対応するということでさせていただきたいと思っております。

〇6番(田中栄一君)

こういう市の大事な資産を指定管理を受けて管理されるという立場に立ちますと、どうしても任意団体では充て職等になってしまいますので、責任がどうしても薄くなってしまうということで、法人化してそこにきちんとした責任感を持ってやってもらうということも非常に大事なことなんじゃないかなと思います。

支所長のほうの御答弁では、一応メリット、デメリットを研究してやると、しかも、この 焚火の森キャンプフィールドにつきましては、今回は市のほうで購入をして貸与しておくと。 そういうことが進んだ場合には、また名義変更なりなんなりというのが発生するかとは思い ますけれども、そういうことでその団体の位置づけというのをしっかりとやっておく必要が あるんじゃないかと思っておりますので、そういった部分についても、ほかの指定管理施設 についても同様ですけれども、よろしく研究して御指導をお願いしたいと思います。市長、 この点いかがでしょう。

〇市長 (三田村統之君)

今から十分検討していかなきゃならない課題でございますが、議員おっしゃるようにですね。ただ、指定管理団体を充て職だけでやるという施設も中にはあるわけでございまして、この奥八女焚火の森キャンプフィールドについては安易な取組をしていますと、大変な投資をしなきゃならん事態になる心配がありますから、そこは十分検討して多くの皆さん方がここを利用できるような環境づくりと、同時に管理運営体制の強化をしっかりやっておかなきゃならんと思っていますので、十分検討していきたいと思います。

〇6番(田中栄一君)

未来への継続ということが一番大事なことでございまして、これによって地域の振興が図られると感じております。ひとつ地域に寄り添って十分御意見をお聞きいただいて、そして、よりよき方向に進むようにお願いしまして、質疑を終わります。

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更並 びに八女中部衛生施設事務組合規約の一部を改正する規約の変更についてを議題といたしま す。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。 午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩午後2時10分 再開

〇議長 (角田恵一君)

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

議案第108号 令和2年度八女市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告があっておりますので、質疑 を許します。17番森茂生議員の質問を許します。

〇17番(森 茂生君)

まず最初に、新型コロナウイルス感染症検査助成事業についてお尋ねをいたします。

まず最初にですけれども、行政検査という言葉が出てきますけれども、行政検査に乗らないもの、対象にならないものが今回のこの補助事業の対象者だと理解してよろしいのか。

それと、行政検査は保険が適用になるのか。そこら辺のところをお尋ねします。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

1点目の質問で、行政検査の対象とならないものを今回八女市のほうの提案しております検査事業ということにしております。

2点目につきましては、行政検査については保険適用、また、個人負担の部分は検査費用 についてはございません。

〇17番 (森 茂生君)

ここに述べてあるのがPCR検査と抗原定量検査の2つ述べてありますけれども、ほかに もいろいろあるかと思いますけれども、補助対象になるのはこの2点の検査のみで、ほかの 検査を受けても対象にならないということで確認をしておきたいと思います。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

議員おっしゃられるように、PCR検査、抗原定量検査という2点ということで間違いございません。

O17番 (森 茂生君)

そしたらば、ここに公立八女総合病院以外での検査というのも述べてありますので、先般も少し出ましたけれども、公立八女総合病院以外の検査というのは、他の病院、もしくは今インターネットでいろんな宣伝も行われておりますけれども、インターネットあたりでキットを送って検査する、それもPCR検査であれば対象になると理解してよろしいでしょうか。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

他の病院での検査につきましては市のほうで予定しております助成の対象であれば該当するということで、事業内容の2点目に書いております後払い、償還払いという形で対応をしたいと思っております。それは内容を見ながら対応という形にしたいと思っております。

また、インターネット等の医療機関での検査でない場合は、今回の助成については対象と はいたしておりません。

〇17番 (森 茂生君)

インターネットでの検査は対象外ということですね。はい、分かりました。いや、インターネットで見てみますと、非常に低料金でいっぱい出てくるわけです。一番安いのが10回セットで49,800円ですので、1回4,980円とか、べらぼうに安い数字が出てきますので、果たしてこういった検査で大丈夫なのかという疑問がありましたので、お尋ねしますけれども、そしたら、こういうインターネット関係は駄目ということでひとつ安心をしました。

それでは、他の病院、公立八女総合病院以外の他の病院ということであれば、ここら辺の、例えば、久留米とか福岡市内とか、そこでしても対象にはなるということでよろしかったでしょうか。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

他の医療機関での検査でございますが、一応これにつきましては福岡県のほうでそういった検査対象の医療機関になるかどうかの確認も今されておりますので、大半が対象とはなる

かと思いますが、そこに合致するかどうかは確認して助成を行っていきたいと考えております。また、県と協議をしながら、申請が出た際にそれを確認して助成を行っていきたいと考えております。

〇17番 (森 茂生君)

そしたら、今の答弁を聞きますと、例えば、どこかの病院で受けたとして、償還払いですから、後から申請をする、この病院は対象外ですよということもあり得るわけですかね。最初きちっとどこの病院とした上でしないと、後からそういう対象外の病院でしてしまったということもあり得るのかなと今感じましたので、そこら辺はどうなっていますか。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

先ほどとちょっと重複しますけれども、県のほうが、症状のある方も含めて検査をその医療機関でできるかどうか、それと、その検査対象となるかの確認をしていく事業を行って、症状のある方についてはこういったところで検査なり診察ができますよということを今公表しているところでございます。それとあわせて、今回市のほうで行うものは行政検査以外ということにはなりますが、先ほど議員おっしゃられたインターネット、そのほかの民間等々もありますので、実際のその精度の問題とか、病院のほうでもいろんなパターンの検査をされますので、今回市のほうで予定をしてあるPCR検査の内容に合致すれば、当然助成をするという形になりますので、実際そういった申請を持ってこられた際には一応その病院とか内容とかを県にも問い合わせながら決定をしていきたいと考えております。

現実的には医療機関でされるPCR検査でしたら、大半が合致はするとは思いますが、全 てということにはならない可能性もありますので、そこを確認しながら助成をしていきたい と考えております。

〇17番(森 茂生君)

今の答弁を聞きますと、ちょっと心配になってきたんですけれども、きちっと病院をしておかないと、した後でここの病院は対象外ですよと言われた場合、非常にトラブルが起きる原因になるのかなと私思うんですけれども、まだはっきりどこどこと決めない、普通の病院だったら、全員対象になりますよならいいんですよね、しかし、対象にならない病院があるということであれば、きちっとそこは最初に、公表する前に提示をしておかないと、トラブルの原因になるような気がしますけれども、そこら辺のところははっきりさせていただきたいと思います。

〇健康推進課長(坂田智子君)

すみません。説明が不足していたかもしれませんが、実際検査の内容がどうかということになってくるかと思いますので、PCR検査と言われるものが該当するかどうか、例えば、

種類が当然抗原定性検査については対象外としておりますし、本人さんの認識の違いでそういった検査を受けられて持ってこられてもできないということはありますが、通常の行政検査でいうPCR検査に該当するものであれば助成できると思いますので、実際は医療機関で受けられたPCR検査であれば、ほぼ該当はするかと思いますけれども、うちも領収書を持ってこられた場合にどういった検査だったのかということで御確認をさせていただいて助成をしていくという形で考えております。

〇17番(森 茂生君)

PCR検査であれば、ほぼ全てが該当するということで勝手に理解しました。

1人何回でもいいのか。証明書を求められることが多いかと思います。私の知った人でも 建設業関係ですけれども、かかっていない証明書を持ってきた者でないと、このビルのあれ は駄目だということで非常に苦慮されている方がいらっしゃいますけれども、これは1回し たからずっといいというわけじゃありませんので、何回でもいいのか。

それともう一つ、証明書は発行してもらうなら、プラス5千円とか要るのか。この込みでなっているのか。お尋ねします。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えいたします。

八女市の助成については1人何回でもという形で考えております。

それから、証明書につきましては公立八女総合病院の場合の30千円ということで今設定を されておりますが、それは証明書込みということになっております。

〇17番(森 茂生君)

分かりました。

もう一つ、渡航証明、場合によっては、これは渡航証明に使われませんよという検査もあるそうです。この検査は外国に渡航するときの検査にも通用するような検査なのか、確認を しておきます。

〇健康推進課長(坂田智子君)

公立八女総合病院のほうで今回検査をされている分については渡航証明もこの金額の中で 証明として出されておると聞いております。

〇17番(森 茂生君)

最後にもう一点だけ、これは西日本新聞の12月1日号ですけれども、このPCR検査でも精度がまだ誤判定、間違った判定が10%出ると書いてあるんですよ。他の検査だったら、もっとひどいのだろうと思いますけれども、そこら辺をきちっとまず周知をしておかないと、10人のうち1人は検査を受けて陰性だったものが1割程度は陽性の可能性があると書いてあるんですよ。そいけん、そこら辺の10%は間違った判定が出る可能性がある、そこはよくよ

く周知をする必要があるのかなと思っています。これからすると、検査したから私は大丈夫 だと言って、いや、大丈夫じゃなかったという場合も想定されると思います。そこら辺はど う考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

〇健康推進課長(坂田智子君)

お答えします。

新聞記事にあったように、若干の誤判定があるということも考えられることではありますので、今回、議会が終わりましたら、広報等を行っていく中でも、一応こういった検査ですよというところを注意事項として記しておく対応をしていきたいと考えております。

〇17番(森 茂生君)

そしたら、指定管理者のところに18台、22台設置するサーマルカメラという、これは入ってないんですかね。そしたら飛ばします。

塵芥処理についてお伺いします。

これは災害なんかで壊れた場合だけが対象になるのか。その災害も、例えば、指定の大き い災害なのか、あるいはちょっとした自分の裏山が自分のところだけ災害で崩れたのも、こ の補助事業の対象になるのか、その範囲をお尋ねします。

〇環境課長(石橋信輝君)

お答え申し上げます。

今おっしゃいますように、これは災害等廃棄物処理事業費補助金という事業が国のほうに ございまして、これを活用するということで今回要求をさせてもらっているものでございま す。

今回、内容としましては、半壊以上の部分、要は半壊とか全壊とか、そういった大規模半壊、そういった指定を受けたものについてはこの補助事業の対象になるということで、市のほうがその費用を負担するという形になって、国のほうから2分の1の補助がある、そのような制度設計となっております。

今回解体すべき対象家屋がございましたので、この事業を活用させていただきたいと思っているものでございます。

以上です。

〇17番 (森 茂生君)

50%が国庫補助、40%が特別交付税と私が調べた範囲ではなっています。残り10%が市の 負担ということで理解してよろしいんですかね。いいですね。そういう負担なら、それでい いです。

そして、そういう場合、災害で半壊以上であれば該当するということで、これも申請主義ですか。申請がないことにはならないわけですか。どういった手続を取ればいいのか、お尋

ねします。

〇環境課長(石橋信輝君)

すみません。説明が若干不足しておりましたけれども、まず、この事業自体は基本的には 全壊が対象でございまして、今回の令和2年7月豪雨につきまして半壊以上というところで 見解が出されております。

あと、こちらの手続につきまして、まず、解体するわけですから、御本人様、所有者の意思表示がまず絶対条件といいますか、それを踏まえまして申請という手続を経て補助金の活用という流れになっていきます。

以上です。

〇17番 (森 茂生君)

今回出ているのはどこなのか。

そして、申請しようにも、本人がこういう制度があるというのを知らんことには申請しないわけですので、皆さんに知らせていく必要があるし、そういう該当しているところは区長さんを通してでも直接知らせたほうがいいのかなという気はしますけれども、そこら辺は、ただ黙って申請が来るのを待っているのか、積極的に該当するところは知らせていくものなのか、そこら辺の手続関係を抜かりなくやっていただきたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

〇環境課長(石橋信輝君)

今回対象となりました現場というのは、最終的に矢部のほうで、所有者が2名、家屋の棟数としては3棟という形になっています。お一人の方が母屋と附属屋と被災されましたものですから、そういった形になっております。

それと、こういった事業がありますということにつきましては、半壊以上という部分を、これは庁内のほうでその状況を把握できますので、その方をこちらのほうでまず把握しまして、該当されるだろうという方お一人お一人に、こちらから連絡を取らせていただきまして、解体の意思の確認等も行いながら、事業対象者を絞ったところでございます。

以上です。

〇17番 (森 茂生君)

以上で終わります。

〇議長(角田恵一君)

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、 付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は 議長を除く20人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、委員の数は20人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に 総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。先例のとお りでよろしいでしょうか。

[「先例」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長 とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第109号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号 令和2年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 計論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

議案第111号 令和2年度八女市矢部診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第114号 令和2年度八女市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件でありますが、議案質疑の通告もございませんので、 質疑を終結いたします。

本案につきましては、議案第108号で設置しました予算審査特別委員会に付託の上、審査 することにいたします。

議案第115号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)を議題 といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に替成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

議案第116号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

議案第117号 令和2年度八女市矢部診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

議案第118号 令和2年度八女市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。 本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

議案第119号 令和2年度八女市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。 本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、14日からは委員会分科会となっておりますので、審査のほどをよろしく お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時38分 散会